

# 第30回

## 定時株主総会招集ご通知

### 開催日時

2025年5月28日（水曜日）午前10時

（受付開始：午前9時30分）

### 開催場所

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

秋葉原UDX 4階

UDX GALLERY NEXT NEXT-1

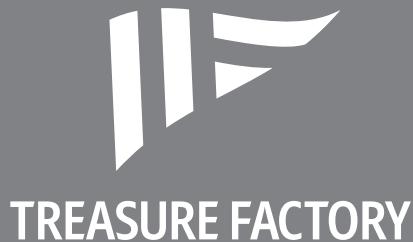
昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、  
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、  
お間違えのないようご注意ください。

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

### 目次

<input type="checkbox"/> 第30回定時株主総会招集ご通知	1
<input type="checkbox"/> 株主総会参考書類	5
<input type="checkbox"/> 事業報告	15
<input type="checkbox"/> 連結計算書類／監査報告書	29
<input type="checkbox"/> 計算書類／監査報告書	33



※株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 3093

2025年5月12日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
株式会社トレジャー・ファクトリー  
代表取締役社長 野 坂 英 吾

## 第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.treasurefactory.co.jp/ir/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トレジャー・ファクトリー」又は「コード」に当社証券コード「3093」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

**【書面（郵送）による議決権行使の場合】**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年5月27日（火曜日）午後5時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

**【インターネット等による議決権行使の場合】**

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、2025年5月27日（火曜日）午後5時までには、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX4階  
UDX GALLERY NEXT NEXT-1  
昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第30期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第30期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役5名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
  - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合、又はパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①主要な借入先の状況
- ②株式の状況
- ③新株予約権等の状況
- ④責任限定契約の内容の概要
- ⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- ⑥社外役員に関する事項
- ⑦会計監査人の状況
- ⑧業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ⑨連結株主資本等変動計算書・連結注記表
- ⑩株主資本等変動計算書・個別注記表

なお、上記①から⑩は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、上記⑨及び⑩は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を、インターネット上の上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## ● インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

### 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ | 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、株主還元と内部留保の充実による財務基盤の強化のバランスを勘案して、業績に応じ継続的に配当を行うことを基本方針とし、配当性向は30%以上を当面の目標としております。

また、当社は、本年5月25日をもちまして、創業30周年を迎えます。これもひとえに株主の皆様からの温かいご支援の賜物であると深く感謝いたしております。

当期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案するとともに株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、上記方針に基づく普通配当と創業30周年記念配当をあわせて実施することとし、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金18円

(普通配当16円、創業30周年記念配当2円)

配当総額 421,849,512円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本定時株主総会終結の時をもって、取締役6名全員の任期が満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<b>【再任】</b> <small>の さか えいご</small> 野坂 英吾 (1972年5月6日生)	1995年5月 有限会社トレジャー・ファクトリー（現当社）設立、代表取締役社長 1999年12月 同社を株式会社に改組し、株式会社トレジャー・ファクトリーを設立、代表取締役社長（現任） 2016年3月 株式会社アルプス技研社外取締役（現任）	7,836,500株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社創業以来、代表取締役社長を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、当社の業容の拡大及び企業価値の向上に向け、リーダーシップを発揮し、多大な成果を上げてまいりました。 経営者としての高い見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値の向上及び持続的成長の実現に向け、適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	<b>【再任】</b> <small>の さか じゅん</small> 野坂 淳 (1974年9月15日生)	1998年4月 有限会社トレジャー・ファクトリー（現当社）入社 1999年12月 当社取締役事業本部長 2003年6月 当社専務取締役管理本部長兼システム部長 2009年3月 当社専務取締役営業部長兼システム部長 2011年3月 当社専務取締役営業部長 2012年3月 当社専務取締役 2014年2月 当社専務取締役システム部長 2017年3月 当社専務取締役（現任）	775,500株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、専務取締役として代表取締役社長の補佐を務め、当社の業容の拡大及び企業価値の向上に大きく貢献してまいりました。 営業やシステムを中心に経営全般にかかる豊富な知識、経験及び実績を有することから、当社の更なる企業価値の向上及び持続的成長の実現に向け、適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<b>【再任】</b> <small>こばやし えいじ</small> 小林 英治 (1975年8月19日生)	1998年7月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社入社 2002年10月 当社入社 2004年1月 当社財務経理部長 2006年3月 当社管理部長 2011年5月 当社取締役管理部長 2012年1月 当社取締役管理部長兼総務部長 2012年3月 当社取締役管理部長 2017年3月 当社取締役経営企画部長 2019年3月 当社取締役経営企画室長 2025年3月 当社取締役管理統括(現任)	134,100株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、経営企画部門の責任者として、経営企画全般を担うとともに、財務、経理を所管し、当社の業容の拡大及び企業価値の向上に大きく貢献してまいりました。 経営企画や経営管理業務にかかる豊富な知識、経験及び実績を有することから、当社の更なる企業価値の向上及び持続的成長の実現に向け、適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
4	<b>【再任】</b> <small>すずき のぶお</small> 鈴木 信夫 (1971年6月8日生)	1995年4月 株式会社日本オートメーション入社 1997年9月 千代田第一工業株式会社入社 2000年1月 同社常務取締役 2004年1月 同社代表取締役社長(現任) 2004年5月 当社取締役 2004年9月 当社取締役退任 2006年5月 当社社外取締役(現任)	16,000株
		<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 製造業を営む会社を経営しており、異業種の会社経営に携わる見地から、社外取締役として、当社の経営を適切に監督いただくとともに、有益な意見をいただいております。 当社の更なる企業価値の向上及び持続的成長の実現に向け、社外取締役として、引き続き当社の経営を監督いただくため、選任をお願いするものであります。 選任後は、引き続き上記役割を果たしていただくことを期待しております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p><b>【再任】</b>  <small>みやもと くみこ</small>            宮本 久美子            (1970年3月1日生)</p>	<p>2000年4月 弁護士登録 鳥飼総合法律事務所入所            2008年1月 同所 パートナー弁護士            2011年4月 株式会社ミサワ社外監査役            2016年1月 和田倉門法律事務所設立 マネージングパートナー弁護士 (現任)            2016年5月 当社社外取締役 (現任)            2016年7月 株式会社ビューティガレッジ社外取締役 (監査等委員)            (現任)            2016年12月 株式会社インタートレード社外監査役 (現任)            2017年4月 株式会社ミサワ社外取締役 (監査等委員) (現任)            2018年11月 ピクスタ株式会社社外監査役            2019年3月 ピクスタ株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b>            過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的見地から、取締役会における適法性の確保、リスク管理及びコンプライアンス強化のための適切な助言・提言をいただいております。            当社の更なる企業価値の向上及び持続的成長の実現に向け、社外取締役として、引き続き当社の経営を監督いただくため、選任をお願いするものであります。            選任後は、引き続き上記役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者鈴木信夫氏に関する事項の内容
- ① 鈴木信夫氏は、社外取締役候補者であります。
  - ② 同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終了の時をもって19年となります。
  - ③ 同氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金200万円又は法令が定める額のいずれか高い額とするものであり、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  - ④ 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役候補者宮本久美子氏に関する事項の内容
- ① 宮本久美子氏は、社外取締役候補者であります。
  - ② 同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終了の時をもって9年となります。
  - ③ 同氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金200万円又は法令が定める額のいずれか高い額とするものであり、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  - ④ 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役になされた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考)

**【取締役候補者の選定・指名手続】**

- ① 社内の取締役候補者については、当社の経営理念と経営方針の実現及び中長期的な企業価値の向上に貢献し得る高い経営能力や専門性等を有しているかを総合的に判断して、取締役会で審議の上、決定します。
- ② 社外取締役候補者については、経営、法務、財務会計等の専門的見地から当社の経営に貢献し、また独立した立場から経営の管理・監督機能を果たす知見を有しているかを総合的に判断して、取締役会で審議の上、決定します。

**【社外取締役の独立性判断基準】**

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

(ご参考)

なお、第3号議案が原案どおり可決されますと、役員構成、及び当社事業戦略の遂行において期待される専門性と経験は次のとおりです。

**【取締役会の構成（スキル・マトリックス）】**

役員氏名		取締役会構成メンバーに求められる専門性									
		企業経営	営業マーケティング	人事・労務 人材・組織 開発	I T ・ デジタル テクノロジー	アントレプレ ナーシップ 新規事業開発	グローバル ビジネス	財務・会計 M & A	法務 コンプライ アンス リスク管理	E S G サステナ ビリティ	
取締役		野坂英吾	●	●	●	●	●	●			●
		野坂淳	●	●	●	●	●	●			●
		小林英治	●					●	●	●	●
	社外	鈴木信夫	●			●	●	●			
	社外	宮本久美子								●	●
監査役	社外	長尾昌彦	●	●						●	
	社外	石川博康			●					●	
	社外	中村優	●				●		●		

※上記の内容は、各役員の有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

【スキル項目の選定理由及び認定基準】

スキル項目	選 定 理 由	認 定 基 準
企業経営	変化する経営環境の中で、持続的な成長戦略を策定し、実行するには、マネジメント経験・経営実績を持つ役員が必要である。	企業経営に関する専門知識と実務経験を有していること
営業 マーケティング	消費者や企業が求める商品やサービスを提供し、効果的なマーケティング・キャンペーンを展開するため、営業経験やマーケティング活動に関する知見を持つ役員が必要である。	営業やマーケティングに関する専門知識と実務経験を有していること
人事・労務 人材・組織開発	顧客に質の高い商品・サービスを提供し、企業の持続的な成長を図るためには、優秀な人材の確保、働きやすい環境の提供、また、従業員一人ひとりがその能力を発揮できる人材戦略の策定が必要であることから、人事・労務及び人材開発・組織開発に関する豊富な知識、実務経験を持つ役員が必要である。	人事・労務及び人材開発・組織開発に関する専門知識と実務経験を有していること
IT・デジタルテクノロジー	社会のデジタル化が急速に進み、当社の事業領域においてもIT・デジタルテクノロジーの導入・活用は不可欠であり、また、それらを用いて事業全体にイノベーションを起こすためにDX化の推進が必要であることから、IT分野における知識と実務経験を持つ役員が必要である。	IT化・DX化等に関する専門知識と実務経験を有していること
アントレプレナーシップ 新規事業開発	持続的な企業成長と発展を目指すためには、既存事業の更なる変革と新規事業を立ち上げ、軌道に乗せる必要があるため、社内で新規事業開発に携わった経験や、アントレプレナーとして起業した経験を持つ役員が必要である。	新規事業開発に従事し、又は自らアントレプレナーとして起業した経験を有していること
グローバルビジネス	海外市場への進出を加速するためには、諸外国の生活文化、事業環境、商習慣等に関する専門的な知識や実務経験を持つ役員が必要である。	海外事業展開に関する専門知識と実務経験を有していること
財務・会計 税務 M&A	安定した財務基盤を構築し、正確な財務報告や持続的な企業価値向上に向けた成長投資及びM&Aの推進を実現する財務戦略の策定には、財務・会計、税務及びM&Aにおける豊富な知識と実務経験を持つ役員が必要である。	財務・会計、税務及びM&Aに関する専門知識と実務経験を有していること

スキル項目	選 定 理 由	認 定 基 準
法務 コンプライアンス リスク管理	持続的な企業価値向上を図るためには、適切なガバナンス体制の確立が必要不可欠であり、取締役会における経営監督機能の実効性向上のため、法務、コンプライアンス、リスク管理に関する豊富な知識と実務経験を持つ役員が必要である。	法務、コンプライアンス、リスク管理に関する専門知識と実務経験を有していること
ESG サステナビリティ	企業と社会全体の持続的な成長と発展のためには、環境・経済・文化・人権・医療・資源など、広範囲に及ぶ社会的課題を意識し、事業を通じてこれらの課題解決に貢献することが求められているため、ESGやサステナビリティ（SDGs等）についての知見を持つ役員が必要である。	ESG、サステナビリティ（SDGs等）に関する専門知識と実務経験を有していること

**第4号議案 補欠監査役1名選任の件**

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
のぐち あきら 野口 晃 (1951年7月29日生)	1977年6月 株式会社中村屋家電販売入社 1984年12月 家電販売、修理店を個人創業 1990年9月 有限会社ケーヨーテクノ(現株式会社ケーヨーテクノ)設立、代表取締役社長 2019年5月 同社取締役(現任)	0株
<p><b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b>                      経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を、当社における監査に反映し、適法性を確保するための適切な助言・提言を行っていただけるものと期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 補欠の社外監査役候補者に関する事項の内容  
 ① 野口晃氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 ② 当社は各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金200万円又は法令が定める額のいずれか高い額とするものであり、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。  
 ③ 同氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。  
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しておりますが、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考)

**【監査役候補者の選定・指名手続】**

社外監査役候補者については、法令及び社内規程等に基づき、監査業務を適切に遂行し得る豊富な経験と高い見識及び高度な専門性を有しているかを総合的に判断して、監査役会の同意を得た上で、取締役会で審議の上、決定します。

**【社外監査役の独立性判断基準】**

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外監査役の候補者を選定しております。

以上

# 事業報告

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、訪日外国人観光客の増加によるインバウンド需要の拡大や、賃金増をはじめとした雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかに回復傾向となりました。一方で、不安定な海外情勢や、円安による物価上昇、為替動向の転換など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

リユース業界においては、サステナブル社会の実現に向けた消費行動の変化や、物価高に伴う中古品・リユース品への需要増加などを背景に、引き続き市場全体が拡大しております。

当社グループにおきましては、通期の連結営業利益は4,035百万円と、過去最高の営業利益を達成しました。通期ではグループで24店出店し、既存店売上も堅調に推移しました。また、リユース事業を行う各グループ会社も堅調に推移し、増収増益となりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高42,207百万円（前期比22.5%増）、営業利益4,035百万円（前期比20.5%増）、経常利益4,082百万円（前期比20.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,709百万円（前期比20.9%増）となりました。

利益率の指標では、売上総利益率は59.1%（前期比1.5pt低下）、販売費及び一般管理費比率は49.5%（前期比1.4pt低下）、営業利益率は9.6%（前期比0.1pt低下）、経常利益率は9.7%（前期比0.1pt低下）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### (リユース事業)

連結売上が前期比22.3%増、単体の売上は同18.6%増、単体既存店が同7.9%増となりました。単体既存店においては、販売件数は前期比3.6%増となり、物価高とインバウンド売上増加を要因として、販売単価は同4.1%増となりました。カテゴリー別では、衣料は前期比23.5%増、服飾雑貨は同24.8%増、電化製品は同14.3%増、ホビー用品は同42.5%増と高い伸びとなりました。また、連結のEC販売額は前期比26.0%増、連結売上に占める比率は14.5%となりました。

仕入では、当期連結商品仕入高は前期比21.2%増、単体の仕入は同14.2%増となりました。単体の買取チャンネル別では、持込買取が同11.2%増と引き続き堅調に推移し、店舗以外の買取チャンネルでは、宅配買取が同12.0%増となり、出張買取も同36.3%増と好調に推移しました。

出店は、当連結会計年度においては、単体にて総合リユース業態を9店、服飾専門リユース業態を9店、スポーツアウトドア専門リユース業態1店、古着アウトレット業態2店舗、計21店出店しました。出店地域は、関東14店、関西3店、東海4店と、バランスよく出店が進みました。また、グループ会社の株式会社カインドオールでは直営店を2店出店し、タイ法人では1店出店しました。その結果、当連結会計年度末における店舗数は、単体で直営店206店、FC店4店の合計210店、グループ全体で合計293店となりました。

以上の結果から、売上高は41,172百万円（前期比22.3%増）、セグメント利益は6,050百万円（前期比25.0%増）となりました。

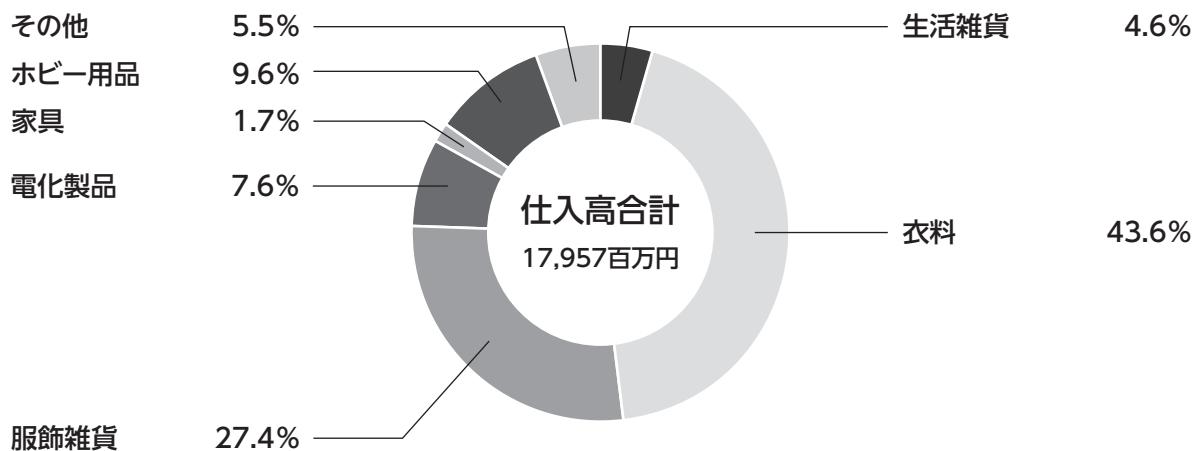
#### (その他)

レンタル事業の「Cariru」では、結婚式などのイベント需要やブラックフォーマルの需要が伸長し、レンタル事業の売上は前期比6.4%増となったものの、広告宣伝費の増加などにより、減益となりました。

以上の結果から、売上高は1,487百万円（前期比28.9%増）、セグメント利益は18百万円（前期比86.7%減）となりました。

リユース事業 商品別仕入実績

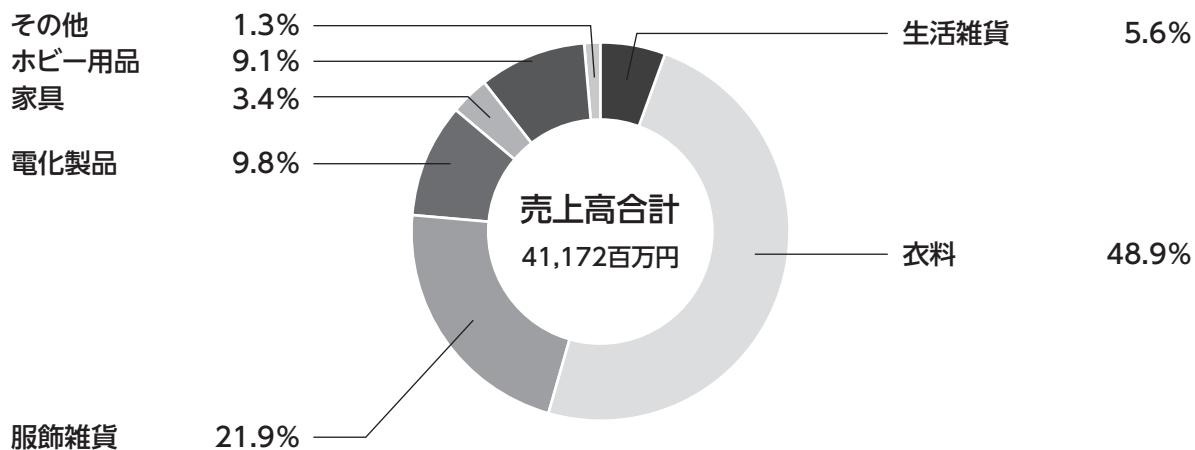
品 目	当連結会計年度 (2024年3月1日から 2025年2月28日まで)		
	仕入高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
生 活 雑 貨	821	4.6	115.6
衣 料	7,825	43.6	119.7
服 飾 雑 貨	4,916	27.4	125.4
電 化 製 品	1,371	7.6	110.0
家 具	308	1.7	101.8
ホ ビ ー 用 品	1,731	9.6	139.3
そ の 他	982	5.5	114.4
合 計	17,957	100.0	121.2



(注) その他には、仕入副費が含まれております。

リユース事業 商品別販売実績

品 目	当連結会計年度 (2024年3月1日から 2025年2月28日まで)		
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
生 活 雑 貨	2,305	5.6	120.6
衣 料	20,128	48.9	123.5
服 飾 雑 貨	9,029	21.9	124.8
電 化 製 品	4,039	9.8	114.3
家 具	1,392	3.4	107.5
ホ ビ ー 用 品	3,753	9.1	142.5
そ の 他	525	1.3	69.0
合 計	41,172	100.0	122.3



② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,454百万円であり、その主なものは新規出店で下表のとおりであります。

店 舗 名	開 店 日
トレファクスタイル 吉祥寺店	2024年3月15日
トレジャーファクトリー 大宮店	2024年3月19日
トレジャーファクトリー 滋賀草津店	2024年3月30日
トレファクスタイル 南砂町スナモ店	2024年4月13日
トレジャーファクトリー イオンタウン上里店	2024年4月26日
ユーズレット 平井店	2024年4月26日
トレファクスタイル 平和台店	2024年5月25日
トレファクスタイル プライムツリー赤池店	2024年6月29日
トレファクスタイル 高槻店	2024年7月3日
トレジャーファクトリー 太田店	2024年7月13日
トレジャーファクトリー 伊勢崎フォリオ安堀店	2024年7月27日
トレジャーファクトリー 浦和中尾店	2024年8月16日
トレファクスタイル 中野南口店	2024年9月13日
トレジャーファクトリー 足立扇店	2024年9月24日
ユーズレット ブランチ茅ヶ崎店	2024年9月27日
トレファクスポーツアウトドア 小牧店	2024年9月27日
トレジャーファクトリー イオンモール新瑞橋店	2024年11月20日
トレジャーファクトリー リーフウォーク稲沢店	2024年12月5日
トレファクスタイル 早稲田店	2024年12月12日
トレファクスタイル 阪急塚口店	2024年12月21日
トレファクスタイル 豪徳寺店	2025年1月17日
トレジャーファクトリー 小田原店	2025年2月28日

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

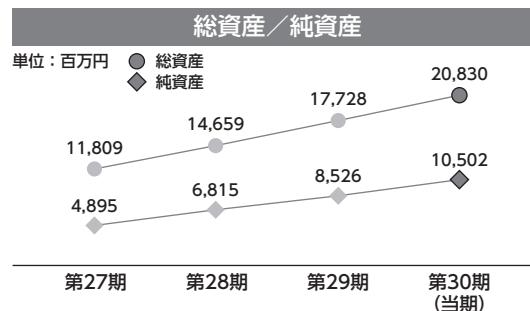
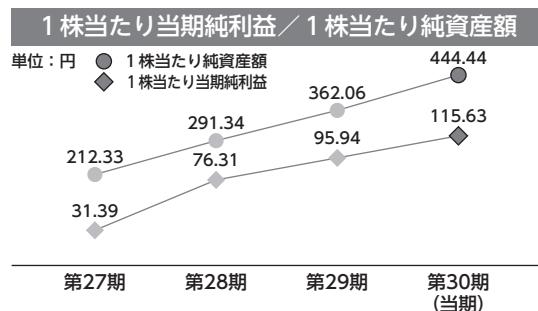
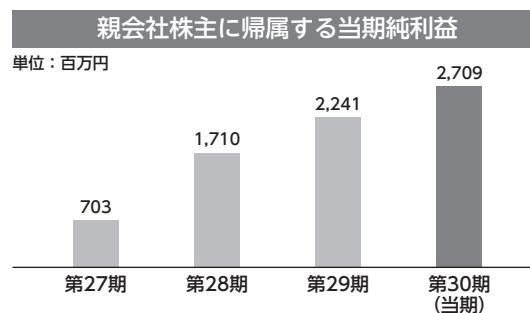
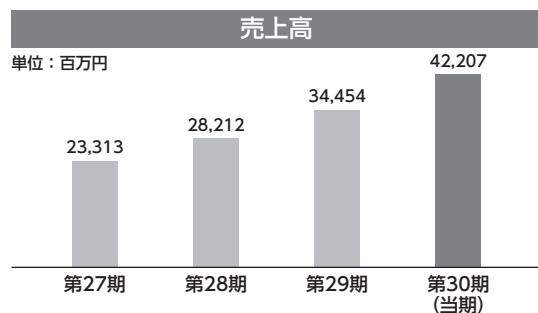
⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第27期 (2022年2月期)	第28期 (2023年2月期)	第29期 (2024年2月期)	第30期 (当連結会計年度 (2025年2月期))
売 上 高(百万円)	23,313	28,212	34,454	42,207
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	703	1,710	2,241	2,709
1株当たり当期純利益(円)	31.39	76.31	95.94	115.63
総 資 産(百万円)	11,809	14,659	17,728	20,830
純 資 産(百万円)	4,895	6,815	8,526	10,502
1株当たり純資産額(円)	212.33	291.34	362.06	444.44

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」〔企業会計基準第29号 2020年3月31日〕等を第28期の期首から適用しており、第28期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 当社は、2023年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第27期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。



### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社カインドオール	10百万円	100%	ファッション品のリユース事業
株式会社ピックアップジャパン	48百万円	100%	総合リユース事業

### (4) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

インフレの進行、サステナブルな社会構築に向けて人々のリユースへの意識が高まっていること等を背景に、中古品小売市場は引き続き拡大しております。また、大手リユースショップチェーンの多店舗展開やインターネット経由の中古品の売買サービスの浸透などにより、業界内の競争も進んでおります。

このような環境下で、更なる事業成長を推進するためには、広域での店舗展開、商品の確保及び人材の確保と育成、インターネット経由の売買の強化などが課題となります。具体的な課題と対処策は以下のとおりであります。

#### ① 広域での店舗展開

物流の効率化、地域における知名度の向上などを実現するために首都圏、関西圏を中心にドミナント戦略（注）による直営店の出店を行っております。今後は、それら地域でのドミナント出店の継続及びその他の地域へのドミナント出店が課題であります。広域に多店舗展開するために、店舗開発体制の継続強化、出店用物件の迅速かつ十分な確保を進めてまいります。

（注）特定の地域に集中して出店を行うこと。

#### ② 商品の確保

一品モノを取り扱う中古品ビジネスにおいては、質・量の両面において必要な水準で中古品を確保することが重要であります。中古品の買取チャネルは、同業他社の多店舗展開、買取専門店の増加、CtoCのフリマアプリやインターネット経由の買取サービスなど、年々競争が激化しております。このような外部環境の中で、当社は、店頭買取、出張買取及び宅配買取の3本柱を軸に商品仕入を行っております。

店頭買取においては、アプリ会員への施策を軸としたマーケティングや、正社員を中心とした質の高い買取査定サービスの提供により、差別化を図っております。また、大型家電・家具などを中心とした出張買取、宅配便を利用して全国から買取を行う宅配買取とあわせて、買取と引越サービスを一括で提供する「トレファク引越」の拡大、異業種の企業等からの送客による買取サービスのご利用増加等の施策を通じて、一般顧客からの買取の増加を図っております。一方、一般顧客以外では、自社運営のオークションでの売買を通じた仕入や、新品・中古品取扱業者等からの法人仕入を継続強化しております。

関東・関西に設置している物流センター・オークションセンターを基盤として、新店用在庫及び既存店への補充在庫を確保し、供給力を継続的に強化してまいります。

### ③ 人材の確保と育成

当社グループの展開する事業は、多種多様な商材を取り扱い、日々変化する顧客ニーズに対応するため、マニュアルだけに頼らない柔軟な店舗運営が求められます。そのため、自ら状況に合わせて思考・行動できる自律型人材の確保・育成が必要となります。

年間30店前後の出店に向けて、優秀な人材を十分に確保していくため、新卒採用を中心に、中途採用及びパート・アルバイトからの社員登用に積極的に取り組み、人材の確保に努めております。

また、それらの人材が早期に活躍できるよう、教育研修部門が中心となって研修内容の充実を図り、確保した人材の早期戦力化と定着化を図っております。

### ④ インターネット経由の売上の強化

インターネット経由のリユース品の売上の強化は拡大しております。当社では、総合的な品揃えの「トレファクONLINE」と衣料服飾雑貨を扱う「トレファクファッション」などの自社ECサイトを運営し、一品モノである商品をECサイトに出品するオペレーションの効率化に取り組んでおります。また、商品仕入の面では、全国から宅配便を利用して買取を行う宅配買取サイトを運営しております。引き続き各サイトのユーザビリティ向上とEC出品業務の効率化を進め、リアル店舗に加えECサイトでの中古品売上の拡大も拡充し、顧客にとっての利便性向上に努めてまいります。

### ⑤ 新規事業への取り組み

中期的な成長に向けて、新規事業への投資及びその育成に取り組んでまいります。具体的には、ドレスレンタル事業「Cariru」やリユースのBtoBオークション事業である「トレファクライブネットオークション」、買取と引越を一括で提供する「トレファク引越」、不動産の売却まで一括で請け負う「トレファク不動産」、終活・生前整理の際の買取サービス「Regacy」などのリユース周辺事業への投資を進め、これらの周辺サービスを強化することでリユースのプラットフォームを構築し、顧客利便性を高め、収益獲得機会の増加に取り組んでまいります。

### ⑥ 海外事業への取り組み

当社では、海外においても消費者のリユースの機会が増えていくことを想定し、海外でリユース事業を展開しております。具体的には、タイと台湾においてリユース事業を展開しておりますが、進出国の現地のニーズを捉え、現地における買取を増やし、安定的に店舗運営できる体制を構築し、多店舗展開に向け事業基盤を整備してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

当社グループの主な事業は、リユース品の売買を行うリユース事業であります。

(6) 主要な営業所 (2025年2月28日現在)

当社の店舗の状況は次のとおりであります。

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区外神田 (注)
物 流 セ ン タ ー	埼玉県さいたま市南区、埼玉県戸田市
宅 配 買 取 セ ン タ ー	神奈川県相模原市緑区
戸 田 サ ー ビ ス セ ン タ ー	埼玉県戸田市
総 合 リ ュ ー ス シ ョ ッ プ ト レ ジ ャ ー フ ァ ク ト リ ー (直営店86店、FC4店)	東京都16店、神奈川県12店、埼玉県20店、千葉県9店、栃木県1店、群馬県3店、茨城県3店、福島県4店、愛知県6店、滋賀県1店、京都府1店、大阪府9店、兵庫県2店、福岡県3店
服 飾 専 門 リ ュ ー ス シ ョ ッ プ ト レ フ ァ ク ス タ イ ル (直営店 91店)	東京都40店、神奈川県13店、埼玉県9店、千葉県9店、群馬県1店、愛知県5店、大阪府11店、兵庫県3店
ブ ラ ン ド 専 門 リ ュ ー ス シ ョ ッ プ ブ ラ ン ド コ レ ク ト (直営店 7店)	東京都7店
ス ポ ー ツ ア ウ ト ド ア 専 門 リ ュ ー ス シ ョ ッ プ ト レ フ ァ ク ス ポ ー ツ ア ウ ト ド ア (直営店 9店)	東京都2店、神奈川県1店、埼玉県3店、千葉県2店、愛知県1店
古 着 ア ウ ト レ ッ ト シ ョ ッ プ ユ ー ズ レ ッ ト (直営店 11店)	東京都4店、神奈川県3店、埼玉県4店
イ ン テ リ ア ・ 家 具 専 門 リ ュ ー ス シ ョ ッ プ ト レ フ ァ ク マ ー ケ ッ ト (直営店 2店)	埼玉県1店、千葉県1店

(注) 2025年1月に本社を移転しております。

株式会社カインドオルの店舗の状況は次のとおりであります。

名 称	所 在 地
ブ ラ ン ド 古 着 専 門 シ ョ ッ プ カ イ ン ド オ ル (直営25店、FC14店)	東京都17店、静岡県1店、愛知県3店、新潟県1店、滋賀県1店、和歌山県1店、京都府3店、大阪府10店、兵庫県2店

株式会社GKファクトリーの店舗の状況は次のとおりであります。

名 称	所 在 地
ゴ ル フ 専 門 業 態 ゴ ル フ キ ッ ツ 態 (直営1店、FC13店)	東京都3店、栃木県1店、愛知県1店、滋賀県2店、京都府1店、 大阪府5店、兵庫県1店
ゴ ル フ 専 門 業 態 ゴ ル フ キ ン グ 他 (直営店 9店)	愛知県8店、三重県1店

株式会社ピックアップジャパンの店舗の状況は次のとおりであります。

名 称	所 在 地
総 合 リ ュ ー ス シ ョ ッ プ ピ ッ ク ア ッ プ (直営店 10店)	静岡県10店
ブ ラ ン ド ・ 貴 金 属 専 門 リ ュ ー ス シ ョ ッ プ キ ン パ リ ー (直営3店、FC1店)	静岡県3店、兵庫県1店

上記のほか、Treasure Factory (Thailand) Co., Ltd.の直営店がタイ国のバンコクに5店、  
台湾寶物工廠股份有限公司(Treasure Factory (Taiwan) Co.,Ltd.) の直営店が台湾の新北市に1店、  
桃園市に1店あります。

## (7) 使用人の状況 (2025年2月28日現在)

### ① 企業集団の使用人数

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,255 (1,477) 名	130 (220) 名増

(注) 使用人数は、正社員数です。なお、パート及び契約社員は ( ) 内に年間の平均人員 (1日7時間45分換算) を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人数

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,009 (1,255) 名	107 (178) 名増	30.6歳	5.5年

(注) 使用人数は、正社員数です。なお、パート及び契約社員は ( ) 内に年間の平均人員 (1日7時間45分換算) を外数で記載しております。

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野坂英吾	株式会社アルプス技研社外取締役
専務取締役	野坂淳	
取締役	澤田卓	事業推進室長
取締役	小林英治	経営企画室長
取締役	鈴木信夫	千代田第一工業株式会社代表取締役社長
取締役	宮本久美子	和田倉門法律事務所マネージングパートナー弁護士 株式会社ビューティガレッジ社外取締役 (監査等委員) 株式会社ミサワ社外取締役 (監査等委員) 株式会社インタートレード社外監査役 ピクスタ株式会社社外取締役 (監査等委員)
常勤監査役	長尾昌彦	
監査役	石川博康	アーク法律事務所代表弁護士 ブルドックソース株式会社社外取締役 (監査等委員)
監査役	中村優	税理士公認会計士中村優事務所代表

- (注) 1. 取締役鈴木信夫氏及び宮本久美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 常勤監査役長尾昌彦氏、監査役石川博康氏及び中村優氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 監査役中村優氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、取締役鈴木信夫氏及び宮本久美子氏並びに常勤監査役長尾昌彦氏、監査役石川博康氏及び中村優氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

### (2) 当事業年度中に退任した監査役

監査役金野栄太郎氏は、2024年5月29日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

**(3) 取締役及び監査役の報酬等**

## ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	113百万円 (6百万円)	100百万円 (6百万円)	1百万円 (-千円)	11百万円 (-百万円)	6名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	12百万円 (12百万円)	12百万円 (12百万円)	-百万円 (-百万円)	-百万円 (-百万円)	4名 (4名)
合 計 (うち社外役員)	125百万円 (18百万円)	112百万円 (18百万円)	1百万円 (-百万円)	11百万円 (-百万円)	10名 (6名)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## ② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等にかかる業績指標は「当期連結経常利益」及び「1株当たり当期純利益」であり、本指標の実績は、1. 企業集団の現況(1)当連結会計年度の事業の状況及び(2)財産及び損益の状況に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、前者は事業及び企業の収益力を端的に示す基準数値であり、後者は株価及び時価総額との連動性が高く、株主価値に紐付くからであります。当社の業績連動報酬は、個別の基本報酬から算出した基準額に当該指標の目標値に対する達成率を乗じたもので算定されております。

## ③ 非金銭報酬に関する事項

非金銭報酬の総額は、取締役（社外取締役を除く）4名に付与した譲渡制限付株式の割当にかかる費用を記載しております。なお、非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬として金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受けるものです。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年5月26日開催の第25回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役の員数は2名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、2023年5月24日開催の第28回定時株主総会において、株式報酬の額として年額30百万円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2000年5月29日開催の第5回定時株主総会において月額300万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

ロ. 決定方針の内容の概要

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、事業の持続的な成長を図るために不可欠な経営人財を維持・確保し、業績向上のためのインセンティブとしても十分に機能する報酬体系とすること、また、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の担当職務の対価として適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、グループ連結業績を反映した業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、このうち基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、外部調査機関の役員報酬調査に基づく他社水準を考慮し、各取締役の担当職務、各期の成果、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、当期の連結経常利益及び1株当たり当期純利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画、当期の事業計画、過去実績等を踏まえて設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

d. 譲渡制限付株式報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、取締役に対して取締役会決議に基づく金銭報酬債権を付与し、それを会社に現物出資させることで、3年間の譲渡制限を付した当社の普通株式を発行又は処分することにより支給する。金銭債権報酬額は取締役の役位に応じて決定し、1株当たりの金額は、株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値とする。

譲渡制限付株式報酬は、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とする。

e. 基本報酬（金銭報酬）の額等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準・割合を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（又はf.の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績や

担当職務・所管部門における実績を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定をしなければならないこととする。

- ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役が判断した理由  
取締役の個人別の報酬等については、取締役会より委任を受け、代表取締役社長が決定方針に従って決定しております。その具体的な内容を決定するにあたり、事前に指名・報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を受任者が尊重していることを確認しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役社長（野坂英吾）に対し、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で、その具体的内容について決定することを一任しております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、委任される権限及びその権限が適切に行使されるようにするための措置は、上記⑤ロ. f. に記載のとおりであります。

## 連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>13,274</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,826</b>
現金及び預金	3,014	買掛金	162
売掛金	1,391	短期借入金	2,893
返品資産	16	1年内返済予定の長期借入金	1,122
商品	7,922	未払法人税等	895
貯蔵品	47	契約負債	117
その他	882	返金負債	50
<b>固定資産</b>	<b>7,555</b>	賞与引当金	505
<b>有形固定資産</b>	<b>3,584</b>	役員賞与引当金	5
建物及び構築物	2,368	株主優待引当金	5
土地	426	その他	2,068
建設仮勘定	41	<b>固定負債</b>	<b>2,500</b>
その他	747	長期借入金	1,606
<b>無形固定資産</b>	<b>479</b>	資産除去債務	869
のれん	313	その他	25
その他	165	<b>負債合計</b>	<b>10,327</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,492</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	0	<b>株主資本</b>	<b>10,396</b>
繰延税金資産	592	資本金	906
敷金及び保証金	2,654	資本剰余金	865
その他	245	利益剰余金	9,209
<b>資産合計</b>	<b>20,830</b>	自己株式	△585
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>19</b>
		為替換算調整勘定	19
		<b>非支配株主持分</b>	<b>86</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>10,502</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>20,830</b>

## 連結損益計算書

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	42,207
売上原価	17,282
売上総利益	24,924
販売費及び一般管理費	20,889
営業利益	4,035
営業外収益	77
営業外費用	30
経常利益	4,082
特別利益	31
資産除去債務戻入益	31
特別損失	167
固定資産除却損	10
減損損失	156
税金等調整前当期純利益	3,947
法人税、住民税及び事業税	1,388
法人税等調整額	△179
当期純利益	2,738
非支配株主に帰属する当期純利益	28
親会社株主に帰属する当期純利益	2,709

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

株式会社トレジャー・ファクトリー  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 金 井 政 直  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トレジャー・ファクトリーの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トレジャー・ファクトリー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>8,461</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,178</b>
現金及び預金	1,528	買掛金	56
売掛金	1,000	短期借入金	2,249
返品資産	16	1年内返済予定の長期借入金	948
商用品	5,310	未払金	584
貯蔵品	46	未払費用	813
前払費用	413	未払法人税等	584
その他	146	未払消費税等	273
<b>固定資産</b>	<b>8,040</b>	前受金	8
<b>有形固定資産</b>	<b>2,665</b>	前受収益	2
建物	1,791	預り金	55
構築物	107	契約負債	89
工具、器具及び備品	517	返金負債	50
レンタル資産	105	賞与引当金	429
土地	141	役員賞与引当金	5
建設仮勘定	3	株主優待引当金	5
<b>無形固定資産</b>	<b>159</b>	資産除去債務	20
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,215</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,979</b>
投資有価証券	0	長期借入金	1,241
関係会社株式	1,893	資産除去債務	738
出資金	0	<b>負債合計</b>	<b>8,157</b>
関係会社出資金	99	<b>純資産の部</b>	
関係会社長期貸付金	305	<b>株主資本</b>	<b>8,344</b>
繰延税金資産	496	資本金	906
長期前払費用	215	資本剰余金	865
敷金及び保証金	2,204	資本準備金	841
その他	0	その他資本剰余金	23
<b>資産合計</b>	<b>16,502</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>7,157</b>
		その他利益剰余金	7,157
		繰越利益剰余金	7,157
		<b>自己株式</b>	<b>△585</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>8,344</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>16,502</b>

## 損益計算書

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	31,459
売上原価	11,578
売上総利益	19,881
販売費及び一般管理費	17,313
営業利益	2,567
営業外収益	195
営業外費用	20
経常利益	2,742
特別利益	31
資産除去債務戻入益	31
特別損失	166
固定資産除却損	9
減損損失	156
税引前当期純利益	2,608
法人税、住民税及び事業税	878
法人税等調整額	△163
当期純利益	1,894

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

株式会社トレジャー・ファクトリー  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 木 村 直 人  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 金 井 政 直  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トレジャー・ファクトリーの2024年3月1日から2025年2月28日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月14日

株式会社トレジャー・ファクトリー 監査役会  
常勤監査役(社外監査役) 長尾昌彦 ㊟  
監査役(社外監査役) 石川博康 ㊟  
監査役(社外監査役) 中村優 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

開催  
日時

2025年5月28日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）

会場

秋葉原UDX 4階 UDX GALLERY NEXT NEXT-1  
東京都千代田区外神田四丁目14番1号 TEL：(03) 3254-8421

右記のQRコードより、  
会場へのアクセスマップに  
アクセスいただけます。

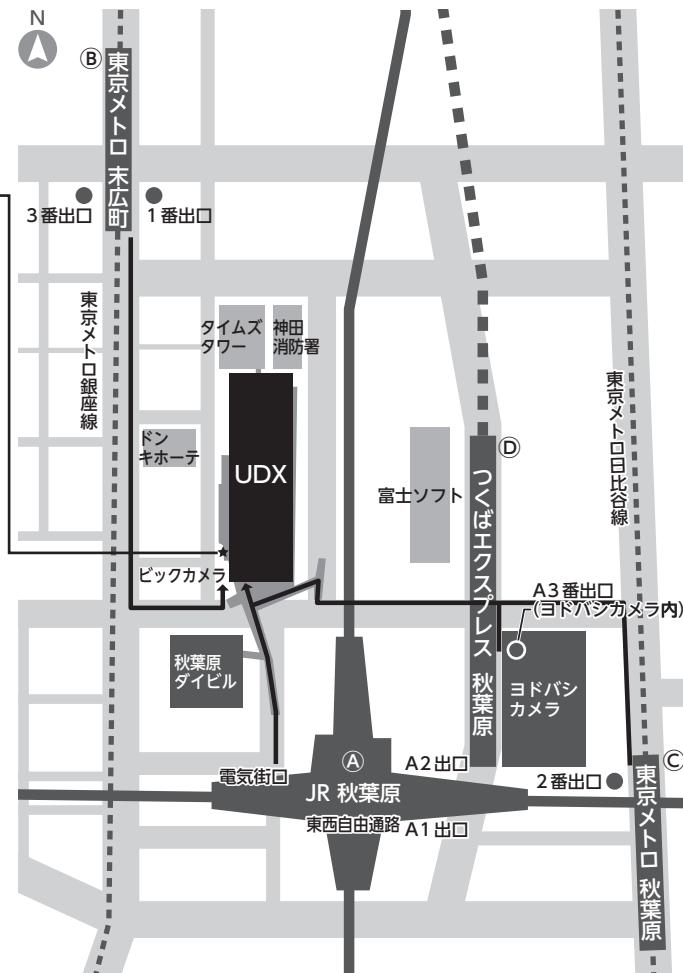


会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意願います。

2階 歩行者デッキより  
4階 直通エスカレーターを  
ご利用いただけます。

## 最寄駅

- ① JR総武線・山手線・京浜東北線  
秋葉原駅  
電気街口より  
徒歩2分
- ② 東京メトロ銀座線  
末広町駅  
1番又は3番出口より  
徒歩3分
- ③ 東京メトロ日比谷線  
秋葉原駅  
2番出口より  
徒歩4分
- ④ つくばエクスプレス  
秋葉原駅  
A3番出口より  
徒歩3分



◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



植物油インキを  
使用しています。